

RIETI BBLセミナー

わが国会計・開示及び監査制度の レビュー;1990年代後半からの改革 を検証する

> 2009年3月23日(月) 青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授 八田進二・橋本 尚

地の塩、世の光 The Salt of the Earth , The Light of the World (青山学院スクール・モットー)



報告(1) 橋本 尚

わが国会計・開示制度のレビュー

ー特に会計基準の生成·変革および国際的対応に向けた課題を中心に

わが国流のモノサシ 「企業会計原則」公表から60周年

- ○2009年は、1949(昭和24年)7月の「企業会計原則」の公表から60周年にあたる。
- ○わが国の会計制度は、法的実体である企業を 中心に考え、企業を1つの会計単位として、そ の状況を明らかにすることに焦点が当てられて きた。また、制度的実行可能性の面からも、客 観性や検証可能性を重視する保守的な会計処 理が好まれ. 間接金融による資金調達を前提 としたメインバンク重視. 潜在的投資家軽視の 傾向が根強いというヨーロッパ大陸型の会計制 度の色彩の濃いものとして発展を遂げてきた。

わが国会計制度の伝統的特徴

- ○わが国の会計制度においては、伝統的に個別 決算中心の取得原価主義を基本とする適正な 期間損益計算を行うことが何よりも重んじられ てきた。
- ○企業の経済的実態を的確に反映させるという 会計本来の機能は、長年にわたってなおざりに されてきた。時には、企業や資本市場の救済と いう至上命令のために、緊急避難的に会計本 来の機能が歪められて解釈されたりもしてきた。

わが国会計制度の伝統的特徴

- ○取得原価主義を堅持してきたことで、わが国企 業は. 高度経済成長に伴い. 膨大な「含み益」 を蓄積していった。それは、企業会計と実際の 経営実態との大きな乖離を示すものでもあった。 しかし、この「モノサシ」の狂いは、長年にわ たって放置され、国際化の時代を迎えるまで矯 正されることはなかった。わが国にはわが国流 の「モノサシ」があって当然と考えられていた時 代であった。
- ○わが国流の「モノサシ」は、本業で生じた損失を 埋め合わせるのに余りある「益出し」のツールと して活用されてきた。

わが国会計制度の伝統的特徴

○長期保有の間に大きく値上がりした土地や株 式などの売却益が単年度の利益として計上さ れること自体. 適正な期間損益計算を歪めるも のであるともいえるが、実現主義の名の下に、 臨時損益として特別利益に計上することで正当 化されてきた。こうした「日本的経営」全盛の時 代もやがて終焉を迎え、バブル経済の崩壊を 契機に、わが国企業は、一転して多額の「含み 損」を抱えることとなった。折りしも、わが国会 計基準の「モノサシ」の狂いを是正すべく. グ ローバル化の波が高まりつつある時に……。

日本版会計ビッグバン

○1996(平成8)年11月. 当時の橋本龍太郎首相 は、三塚大蔵大臣と松浦法務大臣に対して、フ リー(Free:市場原理が働く自由な市場に). フェア(Fair: 透明で信頼できる市場に). グロー バル(Global:国際的で時代を先取りする市場 に)の3原則に基づくわが国金融システムの改 革を指示した。この金融システム改革は、日本 版ビッグバンと称され、2001(平成13)年までに わが国金融市場をニューヨークやロンドン並み の国際金融市場として復権させることにおかれ ていた。

日本版会計ビッグバン

- すでに、わが国企業の多角化・国際化の急速な進展に伴い、連結経営重視の傾向が強まるとともに、企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するために、連結情報に対するニーズがいっそうの高まりを見せていた。
- ○こうした状況を踏まえて、会計基準の国際的調和化へ向けて、連結財務諸表制度の抜本的な見直し作業が進行していたが、そのテンポが一段と加速され、わが国会計基準を国際的にも遜色のないものとするために、きわめて短期間のうちに、新たな会計基準の設定や従来の会計基準の大幅改訂が矢継ぎ早に行われた。会計ビッグバンとは、こうした一連の作業の結果、わが国会計基準が一大変革を遂げたことを形容することばである。

- ○1997(平成9)年6月6日「連結財務諸表制度の見直し に関する意見書」
 - ・連結情報重視のディスクロージャーを推進(個別と連結の主従を逆転し、連結を主、個別を従に、順序も従来の個別・連結の順から連結・個別の順へ変更)
 - ・ディスクロージャーの効率化(個別情報の簡素化)
 - ・連結情報に係る公認会計士等の監査の充実
 - ・子会社の判定基準として支配力基準を、関連会社の 判定基準として影響力基準を導入。
 - ・少数株主持分を負債の部と資本の部の中間に独立の 項目として表示
 - ・親子会社間の会計処理の統一

- ・連結手続の明確化と連結財務諸表における表示区分 の検討
- 1998(平成10)年3月13日「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」
 - ・連結キャッシュ・フロー計算書等の導入
- 1998(平成10)年3月13日 「研究開発費等に係る会計 基準の設定に関する意見書」
 - ・研究開発費の発生時費用処理とソフトウェア制作費に 係る会計処理の明確化
- 1998(平成10)年3月13日「中間連結財務諸表等の 作成基準の設定に関する意見書」
 - ・実績主義による中間連結財務諸表等の作成

- 1998(平成10)年6月16日「退職給付に係る会計基準 の設定に関する意見書」
 - ・退職給付債務・退職給付費用を財務諸表に計上する 退職給付会計の導入(退職給付に係る潜在的な負債と 費用の顕在化、負債の時価評価)
 - •割引計算の導入
- 1998(平成10)年10月30日「税効果会計に係る会計 基準の設定に関する意見書」
 - ・資産負債法による税効果会計の導入

- ○1999(平成11)年1月22日「金融商品に係る会計基準 の設定に関する意見書」
 - ・売買目的有価証券等の金融商品への時価会計の導入
 - ・その他有価証券評価差額金について、損益計算書を 経由しないで直接資本直入するという考え方を導入
- ○1999(平成11)年10月22日「外貨建取引等会計処理 基準の改訂に関する意見書」
 - ・子会社株式等を除き、有価証券、金銭債権債務およびデリバティブ取引を決算時レートで換算
 - ・為替換算調整勘定を資本の部に表示

- ○2002(平成14)年8月9日「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」
 - ・減損会計の導入
- 2003(平成15)年10月31日「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」
 - ・企業結合会計(パーチェス法と持分プーリング法)の導入
- 会計ビッグバンで大幅な見直しが行われたり、新たに 導入された会計基準の中には、国際会計基準(IAS)や 米国会計基準の規定や考え方が色濃く反映されている ものが多い。

- 会計ビッグバンによる一連の会計基準の整備にあたっては,投資家に対して的確な財務情報を提供することの必要性や企業間の比較可能性の確保,会計基準の国際的調和化,国際的にも通用する内容となるよう会計基準を整備していくことといった観点が強調されている。
- ・「連結意見書」と「金融商品の意見書」の前文には、「① 内外の広範な投資者の我が国証券市場への投資参加 を促進し、②投資者が自己責任に基づきより適切な経 営判断を行うこと及び企業自身がその実態に即したより 適切な経営判断を行うことを可能にし、③連結財務諸 表を中心として国際的にも遜色のないディスクロー ジャー制度を構築するとの基本的認識に基づいて、21 世紀に向けての活力と秩序ある証券市場の確立に貢献 することを目指すものである」ことが謳われている。

国際会計の第一波、第二波、第三波

- こうして会計ビッグバンにより、わが国の会計制度は、器も中身も大幅に改革された。すなわち、器については、個別情報中心主義から連結情報中心主義へと主従の転換が図られ、中身についても時価情報やキャッシュ・フロー情報が新たに導入された。国際会計革命の第一の波が押し寄せたのである。
- 国際会計革命の第二の波は、わが国の会計基準設定体制そのものを直撃するものであった。そして、2001年民間の会計基準設定機関として企業会計基準委員会が設立された。
- 国際会計革命の第三の波は、会計基準の国際的コンバージェンス、さらには、国際会計基準のアドプション(採用)である。→2009年2月4日「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」

コンバージェンスの進展一EUの同等性評価およびIASBとFASBのMOUへの対応

- ○欧州証券規制当局委員会(CESR)の技術的助 言(第1次)における26項目の補完措置の指摘
- ○2008年は、「2009年問題」といわれてきた同等 性評価への対応の総仕上げの年(企業結合会 計基準における持分プーリング法の廃止など)
- ○2008年12月12日 ECの同等性評価最終決定

- ○国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計 基準審議会(FASB)とのMOU項目への対応
- ○2011年6月30日へ向けた最新版MOUへの対応

IFRSの特徴

- ①原則主義一原理原則を明確にし、例外を認めない(会計基準過多の問題や会計基準逃れに対応、数値基準の排除)一包括的・一義的基準
- ②投資家の意思決定に資する情報提供一将来 キャッシュ・フローの予測一目的適合性
- ③資産・負債アプローチ(資本取引以外による所有者持分の変動を包括利益として捉える)
- ④比較可能性の向上一代替的会計処理方法の 削除、遡及的適用(遡及修正)

IFRSの特徴

- ⑤経営者の恣意性の排除
- ⑥実質優先思考(法形式よりも経済的実質を優 先)
- ⑦3大潮流一公正価値会計、キャッシュ・フロー会計、連結会計(経済的単一体説)
- ⑧豊富な注記(定量的・定性的)一特にリスク情報や公正価値情報を重視
- ⑨原則主義の下、解釈指針の公表も限定的(また、各国で独自に解釈指針を公表することはできない)一現場における協議、事例の蓄積を重視

- 企業会計審議会・企画調整部会-2008年10月 23日、12月16日、2009年1月28日→2009年2月 4日「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を公開草案として公表 (コメント期限は4月6日)
- ○我が国におけるIFRS適用のメリット
 - ①投資家から見た財務諸表の国際的な比較可能性の一層の向上、ひいては我が国金融資本市場の国際的な魅力の向上に資するという観点
 - ②企業にとっても資金調達関連コストの低減や国際的な資金調達の容易化を期待する観点

- ③我が国企業の国際競争力の強化に資するという観点
- ④我が国監査人の国際的な地位の維持・向上に資するという観点

○IFRSの適用に向けた課題

- ①IFRSの内容
- ②IFRSを適用する場合の言語—IFRS(日本語翻訳版)の認知
- ③IFRSの設定におけるデュー・プロセスの確保
- ④IFRSに対する実務の対応、教育・訓練
- ⑤IFRSの設定やガバナンスへの我が国の関与の強化
- ⑥XBRLのIFRSへの対応

○具体的なIFRSの任意適用の対象となる企業の 範囲については、「例えば、継続的に適正な財 務諸表が作成・開示されている上場企業であり、 かつ、IFRSによる財務報告について適切な体 制を整備し、……IFRSに基づく社内の会計処 理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告 書等で開示しているなどの企業であって、国際 的な財務活動を行っている企業又は市場にお いて十分周知されている一定規模以上の企業 等の連結財務諸表を対象とすることが考えら れる」

- ○IFRSの任意適用の時期については、国際的な動向を十分見極めた上で判断する必要があるとした上で、「例えば、2010年3月期の年度の財務諸表からIFRSの任意適用を認めることが考えられる」
- 将来的なIFRSの強制適用の判断の時期については、様々な考慮要素の状況次第で前後することがありうることに留意する必要があるとした上で、「とりあえず2012年を目途とすることが考えられる」

○IFRSによる財務諸表の作成を強制する対象と しては、「グローバルな投資の対象となる市場 において取引されている上場企業の連結財務 諸表を対象とすることが適当であると考えられ る」とし、「IFRSへの移行が適当であると判断さ れた場合に、実務対応上の必要かつ十分な準 備期間(少なくとも3年間)を確保した上で、上場 企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行する ことが考えられる」→我が国におけるIFRSの強 制適用の時期は、最短で2015年

国際会計基準のアドプションにより、今後考えられる財務数値への影響

- ・収益認識─物品・サービスの売上計上のタイミング(検収時点),複数要素取引,総額主義か純額主義か
- •固定資産―公正価値評価も選択肢に,資産除去債務,建設期間中の利息の取得原価算入,減価償却単位の細分化,減損の戻入れ,数値基準の消滅により資産計上すべきリースが増える,開発費の無形資産計上も,のれんの非償却
- ○連結会計─連結利益の範囲が異なる
- ○人件費─金銭以外の支給形態(有給休暇など) にも要注意

国際会計基準のアドプションにより、今後考えられる財務数値への影響

- ●退職給付─数理計算上の差異の処理の選択 肢拡大,遅延認識の廃止
- ○金融商品―厳格化するヘッジ会計と開示要件
- ○包括利益計算書
- ○財務諸表の注記─情報開示の拡大

モノサシが変わることにより、企業の業績の説明のしかたや企業行動そのものが変わる

- ○わが国においては、企業の収益力を測るモノサシとして営業利益や経常利益が重視されてきたが、国際会計基準では経常利益は表示されない。
- 元来、企業というものは常に臨時的・異常な事象にさらされており、また、企業が売却を意図しているかどうかにかかわらず経営資源の価値の変動にさらされている。これらも当然に企業経営の不可分の領域であり、国際会計基準では、これらの要素を含めて広い意味での企業価値の変動を「業績」として捉えている。

モノサシが変わることにより、企業の業績の説明のしかたや企業行動そのものが変わる

- ■際会計基準の採用は、いわば企業の「プレイング・フィールド」に関する投資家と経営者の双方の認識を拡大することにつながる。
- 従来,本業以外の領域での企業価値の変動については,短期的には経営者にとって管理不能な要因としてあまり問われることがなかったが,今後は説明責任の領域の拡大に伴い,これらの要因も経営責任の範囲であることがより明確になってくる。
- ■関係会計基準の採用は、日本の企業経営のスタイルまで変えることになるのか、注目される。

報告(2) 八田 進二

わが国開示・監査制度のレビュー

ー特に公認会計士監査および監査制度 の改革についての課題を中心に

わが国公認会計士制度改革の端緒(1)

- 平成9(1997)年4月 大蔵省・公認会計士審査会 『会計士監査の充実に向けての提言―市場機能の有効な発 揮のためのディスクロージャーの適正性の確保―(以下、提言)』を公表
- 大蔵省・公認会計士審査会が監査実務・監査体制等のあり方について公表したのは、昭和40(1965)年11月の「日本公認会計士協会の特殊法人化及び公認会計士の共同組織体の推進についての具体的措置に関する答申」以来である。
- ・相次ぐ金融機関の破綻
 - ①平成9(1997)年11月 三洋証券、北海道拓殖銀行、山一 證券そして徳陽シティ銀行の破綻
 - ②平成10(1998)年10月 日本長期信用銀行の破綻 12月 日本債券信用銀行の破綻

わが国公認会計士制度改革の端緒(2)

oレジェンド問題(Legend Clauseの付記)

平成11(1999)年3月期から日本基準にて作 成の英文財務諸表に対する監査報告書におい て、「日本基準の財務諸表は日本の会計原則 や会計慣行で作成されており日本以外の国の 会計原則や会計慣行で作成されたものではな い旨と、監査も日本の監査基準及び監査慣行 によって行われている旨の注意喚起文言」を付 するビッグ5(五大会計事務所)の要請を日本の 大手監査法人が受け入れる。

日本公認会計士協会における改革

- ○平成10(1998)年
 - 4月 「継続的専門研修(CPE)制度」を発足
 - 7月 監査業務の品質管理レビュー制度の導入のための会則の改正および同規則の制定
- ○平成11(1999)年
 - 3月「品質管理レビュー基準」および「品質管理 レビュー手続」を公表し、4月から、この品質 管理レビュー制度を開始
- 平成12(2000)年7月「倫理規則」の制定

証券・金融行政に関する改革

- 平成10(1998)年
 - 6月22日「民間金融機関等に対する検査、監督機能と金融制度等の企画・立案機能を分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため」、総理府の外局として金融監督庁を設置
 - 12月15日「わが国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として」、金融再生委員会を発足
- 大蔵省・公認会計士審査会は「提言」公表から2年経った 平成11(1999)年
 - 4月 「会計士監査に関するワーキング・グループ」を設置 7月 「会計士監査の在り方についての主要な論点」を公表

制度改革後の「監査基準」改訂の経緯(1)

年月日	公表機関	公表物
平成9(1997)年 4月24日	大蔵省・公認会計士審査会	『会計士監査の充実に向けての提言』
平成11(1999)年 7月2日	大蔵省・公認会計士審査会 「会計士監査に関するワー キング・グループ」	『会計士監査の在り方についての主要 な論点』
平成12(2000)年 6月9日	大蔵省・企業会計審議会	『監査基準等の一層の充実に関する 論点整理』
平成12(2000)年 6月29日	大蔵省·公認会計士審査会 監査制度小委員会	『監査制度を巡る問題点と改革の方向 〜公認会計士監査の信頼の向上に向 けて〜』
平成14(2002)年 1月25日	金融庁・企業会計審議会	『監査基準の改訂に関する意見書』 (平成14年改訂)
平成14(2002)年 12月6日	金融庁・企業会計審議会	『中間監査基準の改訂に関する意見 書』(平成14年改訂)

制度改革後の「監査基準」改訂の経緯(2)

年月日	公表機関	公表物
平成17(2005)年 10月28日	金融庁•企業会計審議会	『監査基準の改訂に関する意見書』 (平成17年改訂)
平成17(2005)年 10月28日	金融庁•企業会計審議会	『中間監査基準の改訂に関する意見 書』(平成17年改訂)
平成19(2007)年 2月15日	金融庁•企業会計審議会	『財務報告に係る内部統制の評価及 び監査の基準並びに財務報告に係る 内部統制の評価及び監査に関する実 施基準の設定について(意見書)』
平成19(2007)年 3月27日	金融庁•企業会計審議会	『四半期レビュー基準の設定に関する 意見書』

制度改革後の公認会計士法の改正

公布年月日	施行年月日	改正の主旨
平成15(2003)年 6月6日	平成16(2004)年 4月1日	証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の 信頼が得られる市場を確保する等の観点からの 改正
平成19(2007)年 6月27日	平成20(2008)年 4月1日	企業活動の多様化・複雑化・国際化・監査業務の複雑化・高度化・公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性の高まりに対応する観点からの改正

平成14(2002)年「監査基準」改訂のポイント

- 不正の発見に対する姿勢の強化 内部統制の有効性の評価の重視
- ゴーイング・コンサーン(継続企業の前提)問題への対処 レジェンド問題に対する対応の一環
- リスク・アプローチの徹底 平成3(1991)年改訂「監査基準」で導入された、リスクアプローチの考え方の明確化
- 新たな会計基準への対応 会計ビックバンにより、見積りの要素の拡大に伴い、監査人に「実質的判断」を要請
- ・監査報告書の充実

監査に対する期待ギャップの解消 意見差控の廃止(意見不表明の新設) 特記事項の廃止(追記情報の新設)

平成17(2005)年「監査基準」改訂のポイント

- 事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入
 - ・ リスク・アプローチに基づく監査とは、重要な虚偽の表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や時間を企てることにより、監査を効果的かつ効率的に実施できること。
 - ・ リスク評価の対象を広げ、監査人に内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮することを要求。
- 「重要な虚偽表示のリスク」の評価を要請

従来、形式的に監査リスクを捉えていた(固有リスク、統制リスクおよび発見リスクに分類)ものを、固有リスクと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」を評価した上で、発見リスクの水準を決定することを要請。

平成15(2003)年改正の「公認会計士法」

- 公認会計士の使命の明確化
- 公認会計士等の独立性の確保
 - ①非監査会社等に対する監査証明業務とコンサルティングなど一定の非監査証明業務の同時提供の禁止
 - ②監査の関与社員等の一定期間での交代制の導入(7年・2年ルール)等
- 監査法人等に対する監視・監督体制の強化
 - ①監査法人の内部管理や審査体制について日本公認会計士協会の指導や監督(「品質管理レビュー」)の行政によるモニター
 - ②監査法人等の業務運営の適正性の監視のための、懲戒事由を前提としない立入検査権の導入等
- 公認会計士試験制度の見直し
 - ①現行の試験体系の大幅な簡素化
 - ②一定の専門資格者及び一定の要件を満たす実務経験者などに対する試験科目の一部免除等
- ○その他

平成19(2007)年改正の「公認会計士法」

- 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化
 - ①業務管理体制の整備
 - ②監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大
 - ③監査法人による情報開示の義務付け
- 監査人の独立性と地位の強化
 - ①監査人の独立性に関する規定の整備
 - ②就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大
 - ③いわゆるローテーション・ルールの整備(5年・5年ルール)
 - ④不正・違法行為発見時の対応
- 監査法人等に対する監督・責任のあり方の見直し
 - ①行政処分の多様化(現行法では、戒告、業務停止、解散命令のみ)
 - ②課徴金納付命令の創設
 - ③有限責任組織形態の監査法人制度の創設
 - ④報告徴収・立入検査の権限の公認会計士・監査審査会への委任の範囲
 - ⑤外国監査法人等の届出制度等の整備
- ○その他

監査不信の実態(1)

- 平成18(2006)年5月10日中央青山監査法人に対する法定監査の業務停止 (2ヶ月)の行政処分
 - ※会社法上の規定(一時監査人の選任)を受け、 会計監査人を変更する企業が相次ぐ。
- 平成18(2006)年6月1日あらた監査法人設立
- 平成18(2006)年9月1日中央青山監査法人がみすず監査法人に商号変更
- 平成19(2007)年7月30日 みすず監査法人廃業

監査不信の実態(2)

- ○「企業会計をめぐる内外の主な不祥事」 (『朝日新聞』 平成18(2006) 年6月3日, 10面)
 - 山一證券

 - 日本債券信用銀行
 - 米エンロン
 - 米ワールドドコム
 - 足利銀行
 - 西武鉄道
 - ・カネボウ
 - ライブドア

(平成10(1998)年3月起訴)

• ヤオハンジャパン (平成10(1998)年11月起訴)

日本長期信用銀行(平成11(1999)年6月起訴)

(平成11(1999)年8月起訴)

(平成13(2001)年12月破綻)

(平成14(2002)年7月破綻)

(平成17(2005)年2月提訴)

(平成17(2005)年3月起訴)

(平成17(2005)年8月起訴)

(平成18(2006)年 2月起訴)

金融商品取引法の制定

- 平成18(2006)年6月7日成立
- 平成20(2008)年4月1日以降に開始する事業年度から適用

「企業内容等の開示の制度」の整備(3つの新制度)

- ①四半期開示報告制度
- ②内部統制報告制度
 - ・「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制 (内部統制)」の評価制度
 - ・内部統制に関する経営者による「評価」と公認会計士による「監査」 の義務づけ
- ③経営者確認書制度
 - •有価証券報告書等の適正性について経営者の「確認書」を義務づけ

金融危機に伴う開示・監査制度の見直し(1)

- 米国における見直しの動向
 - ①時価会計緩和に向けた財務会計基準審議会(FASB)の 指針公表に向けた対応(2009年4月2日発効予定)
 - ②公開会社会計監視委員会(PCAOB)公表の、今日の経済環境における監査実務上の留意点(2008年12月5日)
 - ・公正価値評価の監査
 - ・会計上の見積りの監査
 - ・企業のゴーイング・コンサーンに関する監査人の検討等
- 国際会計士連盟(IFAC)の動向

国際監査保証基準審議会(IAASB)公表の、信用危機がゴーイングコンサーンに対する影響についての評価に係る実務上の留意点(2009年1月20日)

金融危機に伴う開示・監査制度の見直し(2)

- 東京証券取引所が上場廃止基準を緩和(2009年1月)
 - ・上場廃止となる時価総額の基準を年内に限り4割引き下げ
 - ・ゴーイング・コンサーン(企業経営の継続性)に疑義があるとして、監査人が意見不表明をした企業について、3ヶ月間は廃止の判断を猶予
- ・金融庁企業会計審議会・監査部会がゴーイング・コンサーンに係る開示規定および監査基準の見直しを予定 (『日経新聞』朝刊1面,2009年3月21日、)
- ・米国同様の時価会計の緩和を促す圧力が生ずる可能 性が想定される

わが国の開示・監査制度に関する課題

- 1. 監査法人の品質管理(業務管理体制)の更なる向上
- 2. 監査人及び監査法人に対する処分の相当性
- 3. 公認会計士・監査審査会のモニタリングの相当性
- 4. 公認会計士試験制度の問題点と改革の方向性
- 5. 公認会計士試験合格者の急増と一定水準の資質の確保
- 6. 会計判断(経営者による会計方針の選択・適用)と監 査判断(監査人による実質的判断)の一貫性の確保
- 7. 経営者による内部統制の有効性の評価と監査人による内部統制報告書の監査における重要な欠陥に対する判断の統一化
- 8. その他